

(答申第157号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成30年11月7日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

身体障害者福祉専門分科会及び同審査会の文書 H27年度～H30年度

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、次の①から④までの計66件を特定した。

①岐阜県社会福祉審議会への諮問に係る決裁文書（以下「対象公文書①」という。）

②岐阜県社会福祉審議会・身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「県審査部会」という。）議事録（以下「対象公文書②」という。）

③関係機関への審査結果通知に係る決裁文書（以下「対象公文書③」という。）

④岐阜県社会福祉審議会への審査結果報告に係る決裁文書（以下「対象公文書④」という。）

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象公文書には、条例第6条第1号に該当する身体障害者手帳（再）交付申請者（以下「申請者」という。）、医師・管理薬剤師及び指定自立支援医療機関（薬局）開設者の情報並びに条例第6条第5号に該当する県審査部会委員の情報がそれぞれ記録されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年12月21日付け更相第77号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成31年2月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成31年3月7日付け障第1428号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以

下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

条例第6条第1号及び第5号に該当しない。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号に該当するとして非公開とした部分は、下記アからウまでのとおりである。

ア 申請者の氏名、生年月日、個人番号、手帳番号及び障害の具体的な名称、部位、原因、症状等

イ 医師及び管理薬剤師の生年月日、経験年数、出身校等

ウ 指定自立支援医療機関(薬局)の開設者のうち、個人の営業者の自宅住所(ただし、施設住所と一致しないものに限る。)

このうち、ア及びイは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合を含む。)、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1号に該当することは明らかである。

また、ウについても、事業を営む個人の当該事業に関する情報とはいえず、条例第6条第1号に該当する。

(2) 条例第6条第5号に該当するとして非公開とした部分は、県審査部会の委員の氏名及び委員の特定につながる所属、役職、連絡先等の情報(以下「委員氏名等」という。)である。

委員氏名等は、これを公開すれば、身体障害者手帳の交付に至らなかった申請者や、思いどおりの等級での身体障害者手帳の交付に至らなかった申請者、診断書・意見書を作成した医師等が、申請者に不利な判断をした委員に対して、単なる質問や説明を求めるにとどまらず、直接的な働きかけを行うおそれも考え得る。

このことからすれば、将来において、岐阜県知事が身体障害者手帳の交付の申請に対する判断に際して諮問をした際に、各委員が直接的な働きかけを恐れて、答申に際する意見を述べなくなったり躊躇したり、申請者側に不利になるような意見を述べなくなったりする可能性が十分に認められ、その結果、身体障害者手帳交付の判定を公正かつ適正に行うために必要不可欠な医学的な意見を収集することが困難となって、その適正な遂行に実質的な支障

を及ぼす蓋然性がある。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定」に記載のとおり特定した。

この点について、審査請求人も特段不服を述べておらず、本件処分において本件対象公文書を特定したことは妥当と認められる。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、条例第6条第1号及び第5号に該当しないと主張していることから、以下、条例第6条第1号及び第5号該当性について順に検討する。

(1) 条例第6条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 条例第6条第1号該当性

(ア) 本件対象公文書のうち、実施機関が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした部分について当審査会が見分したところ、対象公文書①及び対象公文書④については、申請者の氏名、居住市町村名、年齢、障害等級並びに障害の具体的な名称、部位、原因及び症状、医師及び管理薬剤師の経験年数、出身校、年齢及び指定辞退理由、指定自立支援医療機関（薬局）開設者の住所などが、対象公文書②については、申請者の氏名、障害等級、障害の具体的な名称、部位、原因及び症状などが、また、対象公文書③については、身体障害者手帳申請書（診断書・意見書、検査結果データ等の添付文書を含む。）のほか、医師に対して申請者への再診断を求める理由などがそれぞれ記載されている。

上記の情報は、申請者に係る情報、医師及び管理薬剤師に係る情報並びに指定自立支援医療機関（薬局）開設者に係る情報に大別することができるため、以下、順に条例第6条第1号該当性を検討する。

(イ) 申請者に係る情報

申請者に係る情報のうち、氏名及び年齢は、特定の個人を識別することができる情報であり、居住市町村名は、申請者に係る一連の情報が明らかとなれば、申請者が特定されるおそれがあることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これらは、いずれも条例第6条第1号に該当するものと認められる。

また、障害等級及び障害の具体的な名称、部位、原因、症状等（医師に対して申請者への再診断を求める理由を含む。）は、特定の個人を識別することができない部分もあるが、申請者の知られたくない機微に関する情報が記録されており、これが明らかとなれば、申請者の権利利益を侵害することになると認められるから、これらの情報は、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

さらに、身体障害者手帳申請書に記載されている情報は、居住市町村名のほか、障害等級及び障害の具体的な名称、部位、原因、症状等の情報であって、申請日、性別及び審査結果の情報を除き全体として条例第6条第1号に該当するものと認められる。

（ウ）医師及び管理薬剤師に係る情報

医師及び管理薬剤師に係る情報のうち、年齢、出身校、経験年数等の情報は、個人の経歴に関する情報であり、平成18年に医師法（昭和23年法律第201号）が改正され、医師の氏名等が公表されることとなった後においても、公表すべきものとはされておらず、同法を所管する厚生労働省においても同様の取扱いである（当審査会の答申第145号における認定と同様）。

そうすると、年齢、出身校、経験年数等の情報は、一般的に条例第6条第1号の個人情報に該当することが認められる。

その他、指定辞退理由に係る情報は、医師の氏名、医療機関の名称等の情報とともに表形式で記載されており、それら一連の情報から医師が特定されるおそれがあることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

（エ）指定自立支援医療機関（薬局）開設者に係る情報

指定自立支援医療機関（薬局）開設者のうち、個人の営業者の一部については、施設住所と自宅住所が一致しない記載となっている。この場合の自宅住所は、事業を営む個人の当該事業に関する情報とはいえず、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

（オ）以上のことから、実施機関が非公開とした情報のうち、申請者、医師及び管理薬剤師並びに指定自立支援医療機関（薬局）開設者に係る情報は、条例第6条第1号に該当する。

（2）条例第6条第5号（審議・検討等情報）該当性について

ア 条例第6条第5号の趣旨

条例第6条第5号は、県の機関並びに国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを、非公開情報として規定している。

合議制機関に関する情報の公開・非公開については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断される。

イ 条例第6条第5号該当性

実施機関が条例第6条第5号に該当するとして非公開とした情報は、委員の氏名、所属、役職、連絡先等の情報であり、所属、役職、連絡先等の情報は、他の情報と照合することにより委員を特定することができるものと認められる。よって、この点を踏まえ、以下、委員氏名等の条例第6条第5号該当性について検討する。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、県審査部会においては、一般的に、委員の専門分野や診療科目をもとに特定の委員が最初に意見を述べた上で審査する取扱いとしており、県審査部会の委員氏名等が明らかになれば、どの委員が審査に当たって特に意見を述べたかが申請者や診断書作成医師等にもおのずから明らかになるということである。

また、実施機関によれば、過去には、診断書作成医師が委員の名前を県審査部会事務局に問い質した上で医師同士のつながりを利用して直接委員と話をしようとしたり、申請に対する拒否処分を受けた申請者が委員名を聞いて来たりといった事例が実際にあったということである。

こうした事情の下において、委員氏名等が明らかになると、各委員が答申に際して意見を述べることを躊躇したり、申請者側に不利な意見を述べなくなったりする可能性があり、そのようなこととなれば、適正な審査の実施が困難となることから、県審査部会が行う、身体障害者手帳の交付申請に係る障害程度の審査事務において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が非公開とした情報のうち、委員氏名等は、条例第6条第5号に該当する。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成31年3月7日	実施機関から諮問を受けた。
平成31年4月11日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和元年5月21日 （第160回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年7月30日 （第162回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和元年8月29日 （第163回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）